

1 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

(1) 公共施設等の名称

小鹿第一発電所

(2) 立地

① 取水口及び導水路

ア 中津ダム

東伯郡三朝町大字中津

イ 中津ダム取水口（小鹿川取水口）、竹田谷川取水口、菅ヶ谷川取水口、
菅ヶ谷川支流取水口

東伯郡三朝町大字中津

ウ 丹戸谷川取水口

東伯郡三朝町大字神倉

エ 幹線導水路（圧力隧道）

東伯郡三朝町大字中津から同町大字神倉まで

オ 竹田谷川支線導水路、菅ヶ谷川支線導水路、菅ヶ谷川支流支線導水路

東伯郡三朝町大字中津

カ 丹戸谷川支線導水路

東伯郡三朝町大字神倉から同町大字中津まで

② 発電所（調圧水槽、水圧管路及び小鹿第一発電所）及び放水口（放水路及び 放水口）

東伯郡三朝町大字三朝

(3) 規模（最大出力）

3, 700キロワット

(4) 配置

別図のとおり

2 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

小鹿第一発電所に係る運営維持業務

3 公共施設等運営権の存続期間

令和6年8月1日から令和26年7月31日まで

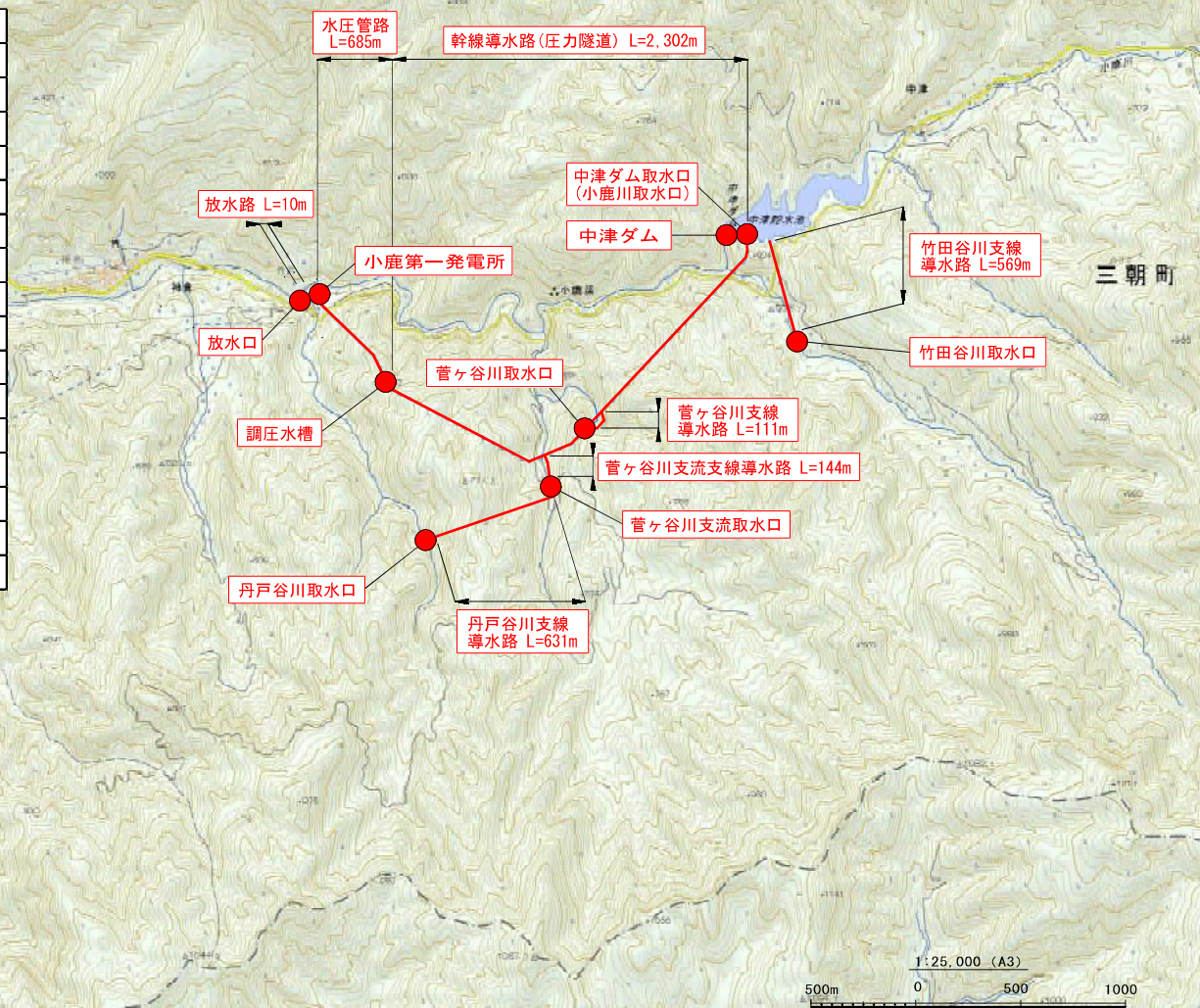
ただし、公共施設等運営権者が、令和20年8月31日までに公共施設等運営権の存続期間の延長を鳥取県に協議し、公共施設等運営権者に延長前の運営権の存続期間内に特定事業契約に対する重大な義務違反がなく、運営維持業務の内容、運営権対価の追加の支払いその他の条件について鳥取県及び公共施設等運営権者が合意した場合には、公共施設等運営権の存続期間の満了日は、令和37年3月31日まで延長されるものとする。また、延長後の公共施設等運営権の存続期間の満了日の2年前までに同じ手続が行われ、鳥取県及び公共施設等運営権者が合意した場合は、公共施設等運営権の存続期間は、令和52年3月31日まで更に延長されるものとする。

(別図)

公共施設等運営権設定に係る対象施設の配置図

施設名	配置	
取水口及び導水路	中津ダム	東伯郡三朝町大字中津
	中津ダム取水口(小鹿川取水口)	東伯郡三朝町大字中津
	竹田谷川取水口	東伯郡三朝町大字中津
	菅ヶ谷川取水口	東伯郡三朝町大字中津
	菅ヶ谷川支流取水口	東伯郡三朝町大字中津
	丹戸谷川取水口	東伯郡三朝町大字神倉
	幹線導水路(圧力隧道) L=2,302m	東伯郡三朝町大字中津～大字神倉
	竹田谷川支線導水路 L=569m	東伯郡三朝町大字中津
	菅ヶ谷川支線導水路 L=111m	東伯郡三朝町大字中津
	菅ヶ谷川支流支線導水路 L=144m	東伯郡三朝町大字中津
発電所	調圧水槽	東伯郡三朝町大字神倉
	水圧管路 L=685m	東伯郡三朝町大字神倉
	小鹿第一発電所	東伯郡三朝町大字神倉
放水口	放水路 L=10m	東伯郡三朝町大字神倉
	放水口	東伯郡三朝町大字神倉

凡例	
● 及び —	公共施設等運営権設定対象施設



この配置図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成。